

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：社会福祉法人米子福祉会 河崎保育園	種別：認可保育所	
代表者氏名：園長 足立 嘉子	定員（利用人数）：130名（149名）	
所在地：鳥取県米子市河崎483-1		
TEL：（0859）29-4633	ホームページ ： http://www.yonago.fukusikai.net/	
【施設の概要】		
開設年月日：1973年（昭和48年）4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 米子福祉会		
職員数	常勤職員：26名 非常勤職員 14名	
専門職員	園長 1名 保育士 10名	
	保育士 20名 調理員 3名	
	看護師 1名 保育補助員 2名	
	調理員 4名	
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)
	保育室 (4)	遊戯室 (1)
	乳児室 (1)	芝生化園庭 (1)
	ほふく室 (1)	プール (1)
	沐浴室 (1)	調理室 (1)
	調乳室 (1)	事務室（相談/医務室兼務）(1)
冷暖房（空調）完備	読書コーナー (1)	

③ 理念・基本方針

保育理念

笑顔に出会える保育園 保護者と地域とともに
～心身共に豊かでたくましく生きる子どもを育む～
一人ひとりの子どもをまるごと受けとめ、
安定して生活できる、ぬくもりのある保育園づくりをめざします。

保育方針

楽しい活動や豊かな体験の中で、一人一人の子どもの育ちを大切にし、
豊かな人間性をもった子どもを育てる

保育目標

- ・健康で明るく物事に意欲的に取り組んでいける子ども
- ・友だちを大切にし、助け合いのできる子ども
- ・思っていること、考えていることを素直に表現できる子ども
- ・基本的な生活習慣を身につけた子ども

子どもたちへの思い

河崎保育園は、“あ～おもしろかった！！保育園って楽しいな”

またあしたも保育園に来たいな“

そんな楽しいことが見通せる保育園でありたいと願っています。

～一人一人の子どもを大切に～

子どもたちの持っている“こころの種”を大切に育てていくことを、河崎保育園の保育者（保育園で子どもと係るすべての人）は、モットーにしています。

④ 施設の特徴的な取組

社会福祉法人米子保育会として、1972年（昭和47年）に開設され、米子市内の10ヶ所に同法人の保育サービス施設の運営が行われていることから、それぞれの保育園が保護者や地域からの意見・要望等を取り入れるなど、園独自の目標を掲げた取組みを行うなど、保育サービスの質の向上を切磋琢磨（組織全体の向上心等）されている様子が伺われます。

河崎保育園は、昭和48年に米子市河崎の市街地に開設され、平成23年3月に現在の鉄骨瓦葺平屋建ての新園舎に改築されました。

・「養護と教育の一体化」を実践するために、子どもに係る保育所職員も保護者も一体となって子どもの心もちをしっかりと見つめ、声を聴き、受け止め、認めて行き、あせらずゆっくりと丁寧にその心もちに触れ、子どもとの信頼関係を築き、子どもを育て、保護者自身も育てられるものと保育を位置づけ、地域の協力・支援を受け、保育理念や保育方針に向かっての事業運営を目指して取り組まれています。

・保育理念や保育方針を日常の保育運営の柱として、めざす子ども像（保育目標）を定め、子どもたちの夢の実現に向けた目標や運営について、ホームページでの掲示や入園のしおり、広報誌、毎月の園だより等を通して地域・保護者への理解を深め、保育者と保護者が共に共通の目標を持って子どもたちを育むというスタンスで、日々の保育サービスの取組みが行われています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年9月12日（審査日）（契約日） ～ 平成31年3月26日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成25年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

保育の理念及び保育目標、運営方針に基づいた事業計画目標が策定され、自己評価（振り返り）の分析が定期（日案・週案・月案及び四半期、上期・下期）に行われ、計画に基づき、「保育実践」「評価反省」「課題改善」という事業推進（PDCAサイクルを廻す）取組みが行われ、職員間の共通理解を深め、職員の連携による保育の質の向上を目指した取組みが行われています。

- ・ 保育の実践（反省等）を組織的に「見える化」（日常の保育状況・各種行事等）」として、玄関（保育室廊下含む）へ掲示（写真や絵画等）及び園だより、クラスだより、ホームページ等で保護者や地域へ広く公表される取組みが行われています。

- ・ 地域との結びつきが強く、公民館行事等への参加（七夕の集い、老人会との交通安全教室、昔遊びの会等）や地域交流が積極的に行われています。

- ・ 特に食育活動に力を入れ、調理員の指導のもと、おにぎりパーティー開催・梅干し作り等や、農家の方の指導のもと、田植え・稲刈りが行われています。また、子どもの「体づくり」に力を入れており、豊かな自然環境の中での園外活動（マラソンや散歩）及びリトミック（リズム運動含む）等の運動に積極的に取り組まれています。

- ・ 保護者と共に子どもを育てることをめざし、子育てに不安や悩みのある保護者の相談に積極的に取り組み、保護者（支援）向けに育児の参考図書（絵本含む）の貸出し文庫を開設しています。

◇改善を求められる点

- ・ 保育理念や基本方針に基づいた、保育目標の実績が定期的に評価表（職員自らの自己評価）が行われるなど職員個々の保育サービスの質の向上を高めるための施策が行われ、組織的に評価できる取組みが行われていますが、職員が目標を明確に表明した計画と達成度（目標による管理）及びキャリアアップ研修（職員個々の人材育成）と連動させた「人事考課制度」の導入の早期実現を期待致します。

- ・ 保護者の子どもに対する意識や保育園に期待する思いには各々、違いがあることから、一人一人の保護者との更なる信頼関係確保の取組みが重要となります。

園だより、クラスだより及び保護者総会等で年間事業計画をきめ細かく伝え、行事参加を呼びかけ、保護者とのコミュニケーションを図り、保護者の満足度調査（アンケート）等を生かし、要望・意見に対する対応（論理的・理由・何故等）を年度始め等に十分理解してもらう取組みや日常の相談に対する対応姿勢を表す工夫（コメントや掲示等）が継続されることを望みます。

・ホームページの情報提供（多様な保育サービス内容の提供項目や発信サイクルの検討等）及びマチコミメール対応による保護者へのタイムリーな情報発信による施設運営等の取組みも検討されていることから早期の実現に向けて期待致します。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受審することにより、自園の姿を明確にし、保育を振り返り、改善に取り組む良い機会となりました。

「人事考課制度」については、現在、取り組んでいるキャリアアップ研修と、職員一人一人が目標を明確に表明した計画と達成度を連動させた人事考課制度導入に向けて取り組んでいきたいと思えます。

保護者一人一人の園に対するニーズについては、日々の話し合いやアンケート等で把握し、コミュニケーションを図り、要望・意見に対しては、話し合いや懇談会、おたより等で理解と協力を求め、信頼関係を深めていくよう取り組んでいきたいと思えます。

ホームページやマチコミメールについては、保護者へのタイムリーな情報発信に心がけ、ICTの活用を進めていきます。

今後、保育者一人一人の保育の専門性を高め、全職員で共通理解して、取り組むべき課題を明確化し、それに向けてしっかり取り組み、その成果を発し、子どもと保護者・地域に信頼される魅力的な保育園として、また、未来を見据え、明るい希望を持ち続けられる職場として成長していくよう努めていきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取り組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

第三評価結果（保育所）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>理念、保育目標、保育方針による目指す養護と教育の一体化の保育方針が明文化され、施設の玄関への重要事項説明書等の掲示が行われ、入所説明会・保護者総会時に「入園のしおり」等で保育目標等は必ず取組みのねらいを明記して、保護者への理解を深める説明が行われています。</p> <p>また、施設案内等をホームページやパンフレット等で明文化した理念・基本方針等を広く周知されています。</p> <p>保育所の役割、社会的責任の遂行及び法令遵守等を踏まえた専門性を活かした事業推進に向け、理念に込められた思いや行動規範を十分に職員が理解した保育サービスの活動を行うために、新たな年度（事業計画書）スタート時に「期待する職員像」として「明るく意欲的で子どもや保護者、地域、職員相互に対して誠実に向き合う倫理観を持って、保育の目標を深く理解し、子どもの人権と発達を保障すべく、日常的に振り返りと省察を行い、職員同士で語り合い、協力し合いながら保育の質の向上をめざす」と職員に説明が行われています。施設内の壁面掲示により、職員や保護者がいつでも意識した取組みができるように工夫されています。なお、職員及び保護者への理解や浸透度は、十分でない面も見られます。繰り返しの説明努力や広報等で、理念、基本方針等の理解を深めて頂けるよう工夫されることを望みます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>保育事業を取り巻く環境変化及び経営状況の数値が把握・分析され、事業の実績・課題等について、法人本部会議（毎月）等及び園長会議で周知され、各事業計画に反映されています。特に、地域の各種データによる保育サービスの位置する特徴や変化等、また、保育のコスト分析及び保育利用者の推移や利用率等（出生率、待機児童数等）の情報分析・対策が行われ、地域の子ども（幼児）の経年別推移及び潜在的な利用者ニーズ等のデータ分析及び行政方針等に基づいた保育方針の策定による事業運営が行われています。</p> <p>事業を取り巻く環境及び経営状況は、職員への周知・説明が行われていますが、職員への理解を更に深める取り組みの工夫が望まれます。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>法人会議及び園長会議（10園グループ：月2回）等で、保育経営全体の現状・課題の検討等を定期で組織的に実施され、職員会議（月2回）で職員に周知し、経営現状（月次含む）及び施設運営に関する課題・分析による対策等を共有化した事業運営が行なわれています。</p> <p>保育室（遊戯室その他屋内施設含む）・園庭や絵本・遊具等及び行事（実施後の課題等）等の職員を取り巻く日常的課題等は、職員からの意見・要望を収集して、改善策等に基づき具体的な取組が行われていますが、経営における財務状況の問題点や課題の対策は、職員の理解や協力（保育サービスの質の向上、情報化推進、コスト削減等）が不可欠であることから経営に関する意識も更に職員へ深める取り組みの推進を望みます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>母体である米子福祉会の経営理念・基本方針に基づき、保育の基本理念（方針）及び保育の目標・めざす子ども像等に反映させ、現状の経営状況に連動した地域の潜在的な利用者ニーズ等のデータ分析や経営課題の分析に基づき、組織体制、施設設備、人材育成等の具体的な問題解決策を反映させた中・長期的な目標（ビジョン）が組織的に明確に示されています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>中・長期の事業目標（ビジョン）を踏まえ、経営目標数値及び環境整理計画及び前年度の保育内容の検証（振り返り：事業報告及び自己評価等）を基に、職員会議での職員からの意見集約等により、事業計画等の継承及び改善見直しを行うなど、当年度計画としての事業計画（数値目標等含む）作成に反映された運営が行われています。</p> <p>また、保育を支える職員の一人ひとりの保育目標に加えて、人材育成計画（OJT含む研修計画は、職員の理解と納得が必要＝面談の実施）を中・長期的に管理される人材育成履歴（職員一人一人単位）と人材計画が単年度事業計画と合わせて策定されることが望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>法人全体の経営事業目標及び施設運営に関する環境整備計画に基づき、当園としての事業計画が策定され、定期的に自己評価・反省等及び職員（職員会議等）の意見・要望が集約され、組織としての事業計画が策定されています。</p> <p>定期（毎月）、事業の実施状況等が取りまとめられ法人グループの園長会議において報告され、園長は、職員会議において、課題の分析・対策等の周知が行われ職員の理解を図った事業推進が行われています。</p> <p>組織的な「人事評価制度」の必要性の認識については、職員の個々の目標が適切に行われ、自らの業務が定量化（定性化）された実績を測定や評価する仕組みによる事業運営の取組みに期待致します。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画は、養護と教育の一体化を推進するための保育理念、基本方針を基に、「目指す子ども像」の目標を掲げ、保護者と地域と連携・協力し合って保育を進める目的を示し理解を促されています。</p> <p>保護者等へ保育方針及び保育目標に基づき、そのねらいなどの付加を加えて、河崎保育園のめざす子ども像等について、入園式、保育参観日、個人懇談等で保護者への周知・説明が行われています。</p> <p>また、ホームページの掲出は、言語化された「めざす子ども像」及び保育内容（具体的な保育内容、年間行事や保育の1日活動等）が明記され、日常の保育運営でのお知らせである「園だより」「クラスだより」等の多くの機会を捉え、保護者等への周知が行われています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 保育の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>保育方針・保育目標を「見える化」した業務実行の評価や改善等を職員会議（定期）で、保育の質の現状分析等の検討・評価、改善等のPDCAサイクルを廻した取組みが行われています。</p> <p>年間事業計画として、保育目標の設定が行われ、保育の実施～評価・分析～改善対策までの養護と教育が一体となった事業項目毎の達成評価は、定量化（定性化）された目標や達成現状の分析が必要なことから、組織全体（非正規職員含む）として、保育の質の向上対策は今後も継続的な取組みを望みます。</p> <p>更なる保育の質を高める取り組みとして、社会的に期待される保育サービスの実現をめざし、自らの保育感の違いや自らの日常の保育運営（保育サービス内容・施設設備や環境整備等）の現状についての気づきを発見する場として、第三者評価受審を組織的に取組みが行われています。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>法人本部で取りまとめられた事業運営状況の実績・分析及び改善対策等が職員会議（毎月）で周知され、職員の個々及びクラス単位の自己評価（振り返り）が職員会議等で検証され、次への改善対策に向けての取り組みが行われています。</p> <p>また、外部・内部の監査等における課題の改善に向けての解決策が作成され、職員会議等で周知（非正規社員も含めた指導やアドバイスによる徹底が必要）が行われていますが、計画的（達成度）な改善対策や業務実施状況の進捗管理等が組織的に進められることが望まれます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>園における施設運営体制（業務分掌表・業務分担表）の役割・機能は明確にされ、事業計画策定時は、園長の下で保育方針や保育目標が職員会議等で明確化に示され、年間の方針に基づいた職員の全体計画（保育課程）の作成及び指導計画書作成に関する指導やアドバイスが行われ、保育運営に関する全ての運営及び評価に基づいた改善・見直し等が行われています。</p> <p>施設運営（支援等）に関する地域への積極的なアプローチによる信頼関係の構築の活動（公民館との交流及び地域の小学校の評議会等）への積極的な取り組みが行われています。</p> <p>また、職員の人材育成計画（体系的に職員一人ひとりの研修計画等）の策定による保育のプロフェッショナル集団を目指して、職員の日常の自己研鑽（OJT）及び自己評価（振り返り）に対する指導やアドバイス等を更に推し進められることを望みます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>経営に関する施設長研修等での企業倫理の重要性を認識し、法令遵守の倫理規定に基づき、保育指針の研修参加及び保育所運営の手引き等による職員会議等での説明・指導が行われています。</p> <p>社会的なマナーとモラルの気づきや意識を強く持ち、セクハラ・パワハラ、個人情報保護及び消費者保護関連法、雇用、労働、防災、環境等多くの法令に違反する全ての行為等の違反の芽を摘む取組が必要であることからマナー・接遇研修に加えて、倫理規定の定期的な職員への周知や倫理規定（手順書含む）の初年度事業計画策定時に変更や法改正等の見直し（職員会議等）検討及び人権同和保育研修以外の法令遵守に関する内部・外部研修（接遇研修含む）等の知識習得と実践に向けて更なる充実を望みます。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画における「保育目標」及び重点施策項目を掲げ、保育状況について、定期的にクラス単位の自己評価（振り返りの記録）に対する課題及び改善対策等を職員会議等で、保育サービス全体の質の向上に向けて、園長等から指導・アドバイスが行われています。</p> <p>保育運営における現状分析と課題の掘り下げによる対策及び職員の質向上に向けた各種研修参加に加え、日常の地域対応や保育サービスにおいて、気配り、目配り（職場のJ T等）の効いた率先垂範での取組みが行われています。</p> <p>職員への個人面談も定期的に行われています。日常からの各種の報告、連絡、相談等への対応など責任と行動力を発揮され、保育園運営が行われています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>経営改善に関する対策は、法人組織（園長会議等）による各種指標が明確に把握・分析され、業務のあり方、人員配置、職員の働きやすい環境整備等の論議を職員会議等で共有化され、あるべき姿への実現に取組みが行われています。</p> <p>施設運営に関する業務改善の効率化策として、全体計画・指導計画及び各種の記録書（連絡ノート含む）の情報化による運営に向けて、組織的に進んでいます。更なる業務の効率化に向けた取組みを望みます。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>保育士人材確保・定着の課題は、他園と同様の課題に直面されています。</p> <p>中・長期計画を基に、今後必要とされる保育士数をもとに採用計画も策定等、法人本部で計画的に人材確保の取組みが積極的に行われています。</p> <p>法人は、就職説明会参加、ハローワークでの求人募集やホームページへの掲載等が行なわれています。また、育成校で行われる説明会や実習生への声掛け等、また、現職員による保育士紹介制度も行われています。</p> <p>人材確保の課題解消として、保育士の社会的地位の向上に向けた、地域への積極的な働きかけ、保育の専門的価値の共有等の取組み、職員の自己実現の達成支援及び仕事に対する達成感や働き甲斐を醸成するための取組み等を引き続き行われることを望みます。</p>		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>人事基準（規定）や保育理念・基本方針に沿った「期待する職員像」が明確化され、キャリアパス研修及び職員への園長による個別面談による意向調査が定期的に行われ、人事管理が行われています。</p> <p>職員への人事基準等の周知については不十分な面も見られますので、工夫されることに期待します。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>園長による定期的な職員面談による人材育成（OJT含む）及び事業運営における多様な意見・要望の聞き取りなど職員の就業に関する意向等の把握が適切に行われています。</p> <p>また、職員の労務管理システム（タイムカード）が導入され、就業時間の適正な管理や通勤・住居に対する手当や勤労者福祉サービスセンターへの加入及び職員の健康診断（メンタルヘルス等含む）、予防接種等の実施や時短勤務、育児休職や有給休暇や看護・介護休暇等の整備や各種の親睦会等が行われ、職員の福利厚生に関するワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みが進められています。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>年間事業計画に基づき、職員一人一人のキャリアアップ研修に加えて、日々の保育運営の実践を通じた育成（OJT含む）等が行われています。</p> <p>業務経験年数等と育成状況は、各々異なることから職員一人ひとりの定量化された「保育目標等設定」と「人材育成計画（研修の評価・分析による）」が職能（職種）ごとに保育目標（目標シート等）を自己設定（園長の面談による決定等）が行われ、職員一人一人の業務に適応した求められる知識・技能及び保育に必要な社会的な知識（倫理規定等含む）・資格取得免許等の育成が実際の業務内容と育成計画が連動されることを望みます。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>年間の研修計画も策定され、研修は実施されています。</p> <p>職員の保育所運営に関する知識習得及び保育方針（目標）に対する論理的な知識習得等職員に期待する姿の目標を明確にした研修が行われています。</p> <p>研修後は、職員会議で研修内容等を他の職員に共有するなど、研修の知識の広がりを持たせた取り組みが行われています。</p> <p>研修計画に従った研修の実施は行われていますが、個々の研修についての評価で不十分な部分も見られますので、研修終了後の研修内容の評価の充実を望みます。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>職員一人一人に適応した新規採用研修、主任保育士研修、階層別・テーマ別研修及び行政からの要請研修（民間主催の研修含む）等の研修情報は積極的に提供され、職員からの要望の研修等は、本人の保育経験や知識等を勘案し、計画的に行なわれています。</p> <p>全員が知識として知り得て欲しい研修案件は、職員会議で研修内容等を他の職員に研修内容等が報告されていますが、研修後の伝達方法や報告の工夫が必要と考えられます。</p> <p>職員一人一人の研修記録に基づいたテーマを定め（園長等の面談等により、各種の知識・技能の理解度や資格取得状況及び職能資格等の把握による）必要な研修が更に計画的に行われることを望みます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>実習生等の保育知識の習得・育成は、実習生マニュアルが整備され、受入れ体制（責任者：園長補佐）を整え、学校側との連携（希望等の聴取による受入れ等）を図るなど、乳児・幼児保育、障害児保育、食育（アレルギー対策等含む）、保健衛生・安全対策及び保育実践等の育成により、将来、保育現場での業務に携わって欲しい旨の積極的な取組みが行われています。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念・保育方針、重要事項説明書は、施設玄関に掲示され、事業運営に関する施設概要・施設案内・具体的に提供する保育のサービス内容（行事予定含む）等がホームページに掲出され、入園のしおりや園だより、クラスだより等により保護者及び地域へ情報の提供が行われています。</p> <p>保育所運営に関する施設概要・施設案内・具体的に提供する保育のサービス内容（写真やイラストで、見やすく理解しやすくしたもの）や行事予定、食事の献立表等及びご意見や問い合わせ等のお知らせ等は、ホームページに掲載されています。</p> <p>入園のしおりや園だより、クラスだより等により保護者等へも情報の提供が行われています。</p>		

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>施設経営・運営、財務管理等は、法人本部が総括的に内部統制（毎月のチェック体制等）による適正な取組みが行われ、外部監査（税理士・公認会計士）及び社内監査の実施等による透明性の高い運営となっています。</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営を行なうための、社内規定等も作成され、定期的な内部監査も行われています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>地域の公民館、小学校、老人会や老人福祉施設との交流が計画的に行われ、公民館祭、七夕交流会、昔あそび会等々地域の方々とのふれあいを通じた保育に取り組まれています。</p> <p>子どもたちや保護者が自由に参加できるイベント等の案内については、園内の掲示や、パンフレットの配布が行なわれています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受入れマニュアルが策定されており、体制が確立され、中学生の体験学習及び老人会（昔あそび）、青年会（夕涼み会）等のボランティアを受入れています。</p> <p>地域との交流の輪を拡大するための取組みとして、公民館や地域ボランティア組織等への参加を求める取組みがなされています。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>要保護児童対策地域協議会との連携及び保育運営における緊急性及び保育サービスに関する関係機関として、病院（救急医療施設等）、保健所、警察、消防署、福祉事務所、児童相談所、小中学校・福祉専門学校等、行政（米子市子育て支援課・子ども相談課等）及び施設とのネットワークが構築された「関係機関連絡一覧」を職員室に掲出されるなど職員へ連携目的等の周知が行われ、緊急時の対応に備えておられます。</p> <p>定期的な関係機関との情報交換（対応内容記録等）を設定し、連携強化（子どもの安全・安心を最優先）の取組み及び関係機関との対応方法等について、職員全員が十分理解した上での適切な連携が継続的に行われています。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
<p><コメント></p> <p>地域の子育てサークル（自主活動）との意見交換会や地域の子育て支援センター等へ各種行事案内、ホームページ等で施設園庭の開放等、保育園としての地域への支援等の取組が行われています。</p> <p>また、保育園での運動会、夕涼み会、老人会・青年会との交流等を図り、保育施設としての地域コミュニティの活性化の取組みや元気な街づくりへの貢献等、所有する機能が発揮されています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>地域の学校評議会に参加し、具体的な保育ニーズの掘り起しの取組みや地域の公民館（老人会との結びつきが強い）と、積極的に交流を深めておられます。</p> <p>当園の参加できる地域貢献事業や福祉ニーズを収集され、保育施設としての事業が、地域の活性化に必要な取組みや貢献活動につながる取組みとなるよう、今後も努力をお願いします。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 利用者本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育方針に言語化された目標（子どもたちの健康と安全を保障し、安心して生活できる快適な環境づくりに努める）が明確にされています。</p> <p>職員は、法人規定である職務規定や行動規範等（倫理要領含む個人ファイル化）により、子どもに対する思いやりの精神を共通の認識として保育の提供に取組まれています。</p> <p>特に新規採用職員は、採用研修による人権擁護の理解を深める研修が行われ、人権尊重に関する倫理要領に沿った取組みが行われています。</p> <p>保護者への理解を促す取組みとして、園だより、クラスだより及び人権に関する図書等の貸出し文庫の取組み等子どもを尊重する気持ちや態度について、保護者と職員間での認識や共通理解を高める取組みが行われています。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護等のマニュアルが整備され、子どもの人権に配慮し、トイレの仕切(のれん付加)等の設置及びプライバシー保護に配慮(映像掲示等は同意書)された保育の取組みが行われています。</p> <p>利用者のプライバシー保護及び子どもの虐待防止の権利擁護にも十分配慮された取組みが行われていますが、保護者(子ども含む)に関する外延情報等についても知り得た情報の保護についても職員への周知徹底が必要となります。</p> <p>また、保護者に対するプライバシー保護と権利擁護に関する取組みについての理解を周知されることを望みます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>パンフレットの作成及びホームページ作成・掲載等による保育方針及び保育目標(めざす子ども像)など、地域の方々が理解しやすく絵や写真なども掲載して分かりやすくされた情報提供が行われています。</p> <p>体験入所や一日利用などは行われていませんが、利用希望者には随時見学の受入れが行われ、入園のしおり等で選択に必要な情報が適切に提供されています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更において保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>入所説明会、入園式、保護者会総会等において、パンフレット・入園のしおり等による保育サービス内容の情報等を分かりやすく説明されています。</p> <p>ホームページ作成・掲載により、地域へ広く周知され、入園希望者へのパンフレット・入園のしおり等による保育サービス内容の情報等を積極的に提供されています。</p> <p>また、クラス進級時にも、保護者会での周知、クラスだよりを保護者へご案内して、理解と同意を得た取組みが行われています。</p> <p>保育施設・設備の整備及び業務運営の改善・見直し等は、園だより、クラスだより、保護者会等で適切に保護者へわかりやすく説明され、変更時は必ず保護者一人一人とのコミュニケーションを深め、書類等による相互の確認による取組みが行われています。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所の転園にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文章を定め、保育の継続性を確保するため保護者の了解（同意）を得た上で、転移先保育園等への引継ぎ資料の提供等の対応が行われています。</p> <p>退園や他園への変更後も何かの相談事についての明文化されたものではありませんが、早く対応する旨等を移行される保護者へ伝え、窓口連絡先等をお知らせしたり、必要に応じて他園と連携したりするなどの配慮が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>「子どもの最善の利益が保証される」を目標に、日々の振り返りが記録され、個人懇談会やクラス内での保護者からの意見・要望等が収集され、職員会議で具体的な検討・改善の取組が行われています。</p> <p>日々の送迎時に保護者等との対面対応や連絡ノート活用によるきめ細かな情報交換が行われています。また、園だより、給食だより等を用いた情報提供によるコミュニケーションが深められています。</p> <p>保育サービスに関する保護者へのアンケート調査（年度末）及び行事開催後のアンケート等が実施され、多くの意見や要望を受止め、分析・検討が行われていますが、今後においても利用者の満足度を維持向上させるための体制整備等更なる保育の質の向上をめざし、継続した取組が望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決マニュアルが整備され、重要事項説明書及び入園のしおり等へ苦情解決体制（相談窓口・苦情解決責任者及び苦情受付担当）を設け、第三者委員の配置等の整備が行われ、苦情解決の仕組みが確立されています。</p> <p>意見箱の設置（玄関）による保護者等からの要望・意見が出やすい環境づくりに加え、苦情解決の記録・管理が適正（保護者へのフィードバックや公表の有無の確認等）に行われ、苦情対応状況の記録が法人本部へ報告（法人全体で共有）され、苦情に学ぶ施設運営が行われています。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>意見箱の設置（玄関）による保護者等からの要望・意見が出やすい環境づくりに加え、何よりも大切な朝夕の送迎時の対面による相談対応や連絡ノート等での意見・要望等の収集が適切に行われ、保護者の悩みや相談等の内容を勘案しながら、個室（相談室）等で職員へ気軽に相談できる環境は整えられています。</p> <p>各種行事等（保護者総会、春の親子遠足、運動会、保育参観日、個人懇談等々）の機会を捉えた、職員と保護者等の一人一人とのコミュニケーションを深められ、相互の信頼関係の環境づくりを今後とも継続した取組みを望みます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>保護者からの意見や相談を受け入れる体制が取られ、相談内容や保護者への配慮等が必要な場合は個室（相談室）による職員対応での傾聴が行われ、どんな小さな心配ごと等でも記録される「共通理解ノート」を全職員が閲覧できる仕組みとなっています。また、即決が難しい対応内容及び改善・解決策等については、園長への報告が行われ、指示やアドバイスを受けて適切に対応するよう取り組まれています。</p> <p>苦情解決の取組みと同様に、フィードバックされた内容等の記録が行なわれています。</p> <p>子ども一人一人の育児不安や悩み等の相談や組織的な保育運営に関わる全ての意見・相談等の記録されたものが、園長へ報告され、対応内容・回答の確認等を踏まえ、相談者等へフィードバックが的確に行われる仕組みのマニュアル編成を望みます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>事故防止マニュアル及び怪我・事故緊急時対応マニュアルの編成が行われ、その手順書に沿ったリスクマネジメント体制（リスクマネジャー選任・配置）が構築され、日常のヒヤリハット報告（事故やヒヤリハット報告の義務付け）、安全点検記録簿（毎朝、施設建物や遊具・園庭等危険個所のチェックによる安全点検等）の職員への回覧及び職員会議による安全・安心な保育の施設運営の取組みについても周知並びに意見交換が行われ、安心・安全な施設運営をめざした取組みが行われています。</p> <p>危機管理体制が構築され、緊急時の消火器、誘導灯、自動火災報知機、非常警報器具、防犯カメラ・防犯スプレー等の配備等が行われ、緊急時連携機関の連絡先一覧表の掲示等、緊急時の対応（訓練含む）への取組みが行われています。</p> <p>また、日常の安全対策として「交通安全指導（毎月）等に加え、交通ルールを守る教育」「非常災害対策としての火災の予防管理・対策、震災対策、防災教育・訓練」及び「原子力災害時発生時における避難計画の整備」や「火災・地震・津波等を想定した防災訓練（毎月）の実施」「救急救命講習を受け、職員の誰もが、AED（自動体外式除細機器）を使用できる訓練の実施等による子どもの安心・安全を守る取組みが行われています。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアルが編成され、嘔吐処理研修、感染拡大予防のための園内でも看護師を中心に研修等が行われ、職員会議等で感染症予防・発生対策（レベル表に沿った消毒等含む）は、全職員が危機管理意識を持って、予防対策及び発生時の救急救命及び嘔吐処理・快復後の登園基準も保護者へ示し、体制整備や対応の取組が行われています。</p> <p>発生時や流行時には、玄関への掲示版でのお知らせ（朝夕の送迎時で、保護者確認等）及び園だより・保健だより等で予防対策や発生状況等の情報提供が保護者に行われています。感染症の発生時の対応（関係機関及び守秘義務等）及び各種の感染症に対する病後児及び病中時対応などの対策課題等の解決及び職員研修等の継続的取組が行われています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>災害マニュアルの編成が行われ、組織的に避難・消火訓練（毎月の定期）及び二次避難場所と警備会社と連携した避難訓練が行われるなど、災害時（地震・津波・豪雨・大雪等）を想定した訓練及び警備装置、非常警報器具等の防災計画による防災対策が行われています。</p> <p>また、施設内外安全点検（毎日）等の取組に加え、災害発生時の安否確認及び避難計画（避難指定場所、避難経路、避難体制図等）の策定や施設内に掲示するなど緊急時の対策が行われています。</p> <p>災害に備えた、関係機関等の連絡先一覧表の職員室への掲示及び施設設備の落下防止対策（安全点検）や食料の備蓄等の管理（数量及び賞味期限の点検等）等が実施されております。</p> <p>保育所は、災害時においても「事業（保育）の継続性」が求められることから事前の準備・事前・事後の対策等（防災・BCP）のマニュアル及び体制の整備及び安全確保の取組を継続されることを望みます。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育業務手順書・乳児保育業務手順書等のマニュアルが整備され、子どもの一人一人の発達状況に応じた標準化された年間方針が策定され、方針に沿って全体計画及び指導計画の作成に基づき、保育サービスが行われています。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>保育業務手順書・乳児保育業務手順書等については、年間の標準的な全体計画に基づいた指導計画の実施、毎月の現状検証が行われ、年度末に年間の総括として、クラス単位の自己評価（振り返り）の取組みを行なう際に、手順書も見直しする仕組みとなっています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>入園前に、保護者との面談における子どもの心身状況や予防接種及びニーズ等を受けた指導保育計画の策定が行われ、発達過程に応じた全体計画と指導計画を連動させて作成されています。</p> <p>保護者等からの要望等及び状況（環境等）が正確に把握されたアセスメントに基づき、子どもの一人一人の指導計画へ反映した作成が行われています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>毎月の保育状況について、クラス単位の振り返りによる指導計画実施記録・個別経過記録が職員会議等で報告され、園長・園長補佐からの指導・アドバイスにより、日案、週案、月案、3ヶ月単位の子どもの発達状況（個別計画、児童票）等の観察による指導計画の評価・見直しが行われています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人一人の指導計画書（児童票・保育実施記録）の記録が適切に行われ、園長・園長補佐等は、保育実践を把握し、職員会議等による保育内容等の指導・アドバイスや職員間での共有が図られています。</p> <p>他のクラスの保育運営に関する記録資料が、紙ベースで管理されていることから、職員間で必要な時にタイムリーに記録の共有に時間がかかる現状にあり、日常業務の中で、保護者との連絡ノートの活用及び日案、週案、月案の保育実施記録等や各種の計画書等の記録の煩雑さの解消に向け、ICT情報化の導入試行が組織的に進んでいることから保育内容の記録の「質・量・内容等」における情報共有及び保護者等への対応や事業計画の改善・見直し等全ての分野における効率化の推進に向け取組まれています。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>個人情報保護規程に沿って、個人情報の漏えい等、職員は情報保護の重要性を十分認識された運営（情報保護、守秘義務の誓約書・同意書）が行われ、業務終了後の各種の情報資料は、施錠できる書庫へ保管管理（施設長管理）等が行われています。</p> <p>業務改善の情報化時代、インターネットの不正アクセス等による情報流失の研修及び各種の情報資料の廃棄処分（シュレッダー等）等を行っておられます。</p> <p>保護者に対しては、入園時に個人情報の取扱いについて説明を行い、同意を得られています。また、年1回細かく説明が行なわれ、書面に残しておられます。</p>		

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程（全体計画）の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a
<p><コメント></p> <p>理念・保育目標・保育方針に基づき、クラス単位（子どもの心身の発達状況に合わせた）の全体計画の編成が行なわれ、全体計画を基本とした指導計画の策定等による保育サービスが行われています。</p> <p>指導計画の実績（毎日、毎月、四半期・半期）等を職員が作成する活動記録（クラス単位の振り返り）に対し、園長・職員が参加する定期的職員会議で意見交換（指導・アドバイス含む）を通じた評価・改善・対策等が組織的に取り組まれています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>鉄筋平屋のレンガ色が印象的な保育施設で、室内の設備（机・椅子・家具及び冷暖房（遊戯室なし）・空気清浄器・換気・採光・清潔感のあるトイレ等）及び園庭（芝生環境）・プール設置・素材に配慮した遊具等子どもが自然に触れ、心地よく安心して、身体をいっぱい使って遊び、学び、豊かな心や考える力を育む環境の整備や提供が行われています。</p> <p>また、体感を強くする屋外での活動に加え、身体的・感覚的・知的の五感の発達をめざしたリトミックの取組み及び絵本コーナー（保護者への貸出しも可）での読書やパーティーションを使ってゆっくりと集中する場や、廃材や段ボール箱を利用した工作及び絵画による思考の連想が広がる静と動のバランス等を考慮した一人一人の多様性を引き出す養護と教育の一体化の保育の取組みが行われています。</p>		

③	A-1-(2)-② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>指導計画に基づき、一人一人の子どもの発達過程、家庭環境から生じる個人差を十分把握し、子どもの最善の利益を保証することを最も大切にした「子どもを尊重する保育」の努力が行われています。</p> <p>一人一人の子どもの心身の発達状況（発達記録）をクラス単位で共有し、職員会議等で他の職員と共通認識を深めるなど、一人一人の子どもの気持ちに寄り添って、あそびや生活援助及び見守りの保育が行われています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念・方針及び保育目標に基づき、子どもの発達過程に応じた指導計画が作成され、一人一人の子どもに適合した生活習慣（食育、安全・安心の交通ルール、手洗い、片付け等）を身に付ける環境や援助の取組みが計画的に行われています。</p> <p>明るい室内及び廊下・トイレ等の清掃には十分配慮され、清潔感あふれる環境が整備されています。更に、芝生園庭であることから子どもたちが安全にいきいきと素足で駆けまわることができる環境の整備が進んでいます。</p> <p>具体的に言語化された「健康で明るく物事に意欲的に取り組んでいける子ども」「友だちを大切にし、助け合いのできる子ども」「思っていること、考えていることを素直に表現できる子ども」「基本的な生活習慣を身につけた子ども」の4つの保育目標をめざして取り組まれています。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>豊かな自然環境を活用した園外活動（散歩）での社会的なルール（交通ルール等含む）の習得及び個性的で豊かな表現力を身につける活動が行われています。更に、友達と協力した活動（運動会・発表会・作品展等）により自発性・協調性を身につけ、園庭での運動（マラソン含む）や室内でのリトミックによる五感の発達や仲間と共に楽しく主体的に過ごせるように取り組まれています。</p> <p>また、積み木、お絵描き、絵本に親しむ（文庫）などの活動が行われる環境の整備が行われています。</p> <p>各種の活動援助は、職員は見守る保育を心がけ、手本を示す時のタイミングの配慮等、子どもの主体性を尊重し、「自分で考え、行動できる」子どもの成長を育む取組みが行われています。</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>乳児保育（0歳児）では、発達過程に応じた年間計画（定期のクラス会での振り返り）が策定され、おむつ交換や視診（触診）検温から始まる一日、一人一人の体調変化に配慮した保育が行われ、職員とのふれあいの中から信頼感、安心感をつくるための笑顔や喃語等に対する微笑み、生命を守る（見守り：昼寝時のうつ伏せ寝のSIDSチェック等）等の取組みに加え、保護者支援（生活の様子を報告・保護者からの相談等）による家庭との連携を密に信頼関係をつくる取組みが行われています。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>1歳～2歳児の発達過程に応じた年間計画（定期のクラス会での振り返り）がそれぞれ策定され、自我の芽生えや興味への見守り及び意欲的にあそび、よく食べる子どもへの支援が行われています。更には異年齢との交流など、年長児への憧れや他者との関係が理解でき、衣類の着脱や手洗いを自分でやりたいという自立心の芽生えを育むなど、養護・教育の一体的な保育の取組みが行われています。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳児以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境が整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>3歳児～5歳児の発達過程に応じた年間計画（定期のクラス会での振り返り）がそれぞれに策定され、自分で考え、自分で決めて、自分で行動することが出来るよう、取り組まれています。社会生活における各種のルールを理解や仲間との協働生活の中で、助け合い、思いやりのある子どもへの気持ちを引き出す取組みが行われています。</p> <p>更に、相手への問いかける言葉や態度が大切な時期となり、自分の思いを仲間に伝える力が備わり、仲間と共に力を合わせた発表会・作品展や運動会を通じた感動を共有し、朝の体操やリトミック、遠足、七夕まつり、夕涼み会、いもほり、クリスマス会、もちつき、キラキラ活動（異年齢交流）、ひな祭りお茶会、お別れ会、卒園式等に積極的に参加するなど、子どもたちの主体的な学びのための取組みが計画的に行われています。</p>		

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>障がい児保育については、保護者との情報を共有した個別指導計画に基づき、療育センターや子育て支援課（米子市）等との支援（相談）及び嘱託医及び看護師との連携や他の保護者への障がい児保育の理解や協力を得た支援・養育の保育に加えて、職員のプライバシー保護（規定）への配慮の取組みが行われています。</p> <p>特性を踏まえた小学校（特別支援学級）の見学の支援が保護者に対し、行われています。</p> <p>職員の障がい児保育等の必要な知識・情報を得る研修が行われ、研修後の他職員への知識の共有など組織的な取組みが行われています。</p> <p>地域社会（公民館・行政・医療・専門機関等）や他の保護者への障がい児保育への理解を深める取組みが継続的に行われています。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>早朝・夕方等の延長保育が行われ、保育士間の引継ぎ（共通理解ノートにより、ケガや体調その他必要事項等）が行われ、更には、遅番職員が保護者へ必要事項を伝える体制となっています。</p> <p>異年齢保育で過ごす時間が多いが、絵本の読み聞かせ、手遊び歌遊び、外遊び、コーナー遊び等、遊びを工夫されています。</p> <p>長時間保育の子どもが多数であることから、ゆったりと余裕を持って過ごせる環境が難しい状況が想定されます。保護者に納得いただいた長時間（延長）保育が行われるために、延長保育における保護者の仕事内容や状況等の把握及び連絡先、意向・要望等を定期的に把握することを望みます。長時間保育が必要な子どもたちの笑顔や楽しみが沢山増える取組みの工夫を期待します。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>就学を見定めた「10の姿啓発掲示」を意識したねらいを持って、就学前の保育が行われています。</p> <p>地域の河崎・加茂小学校及び他の小学校との意見交換や合同研修が行われ、就学に向けた小学校との連携を図り、就学前の期待と不安の気持ちを落ち着かせる取組み等が工夫されています。</p> <p>就学前の児童の一人一人の発達状況（子どもの特徴、体力強化や意欲、落ち着き等の指導状況等）の現状が把握され、保育所児童保育要録及び支援シートが作成され、引継ぎの会等で保護者の要望や同意を踏まえた記録を小学校へ適切に送付されることとなっています。</p> <p>また、小学校への見学や小学校の先生と保護者の話し合いを勧める等の取組みを行うなど、就学前の子ども（保護者等）の不安や心配ごとの払拭などの取組みが行われています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画及び入園のしおり等へ保健計画及び給食計画が掲載され、保護者会等での説明による周知が行われています。（定期的に保護者への保健だより）</p> <p>入所時のアセスメント時及び保護者との毎日の朝夕の送迎時の対応及び連絡ノート及び保護者会（各種行事等）などを利用した子どもの健康状態や既往症や予防接種等の情報交換により、適正に健康管理が行われています。</p> <p>熱性けいれんの既往の場合のチェックや、検温の実施、乳幼児突発死症候群（SIDS）対策（0歳は5分、1歳は10分おきのチェックの実施）、職員への嘔吐時の実施訓練など健康管理の取組みが行われています。</p> <p>また、厚生省感染対策ガイドライン、健康マニュアル編成、SIDS防止マニュアル編成、病歴予防接種歴表、視診のポイント、症状別情報一覧表、カンファレンス記録等の基準（手順書）による適切な健康管理が行われ、保護者への保健だよりを定期的に発行して保健衛生や子どもの健康管理に対する情報提供が行われています。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>小児科、歯科、耳鼻咽喉科の嘱託医を配置し、看護師との連携による毎月の身体測定に加え、内科診断（年2回・新入園児3回）、歯科検診（年1回）、耳鼻科検診（年1回）、尿検査（年2回）等による病気の早期発見に努められています。</p> <p>結果については、職員間で共有するようにされ、配慮の必要のある子どもについても確認されています。保護者に対しても、結果を報告し、受診勧奨等が行なわれます。</p> <p>外出後の足、手洗いやうがいの励行及び食事の前の手洗い、食事の後の歯磨きの習慣等の支援や取組みが行われています。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギー対応マニュアル（ガイドライン）の編成に基づき、指示書や配食チェック表、除去食一覧表による毎日の除去食対応の取組みが行われています。</p> <p>アレルギー疾患（慢性疾患等）のある子どもに対する取組みは、保護者との十分な話し合いにより、「食物アレルギー対応食申請書」等の医師の指示書の内容等について、保護者、施設長（園長）・調理員・担当保育士による確認による意識の統一化や責任を明確にした上で適切（除去食&代替食）な対応が行われています。</p> <p>アレルギー児対応除去食への対応は、誤食対策として、食器の種類変更による保育士（担任）の意識強化及び給食室（調理員）担当間での声掛けチェックによる適正な食材の対応（肉除去、魚除去、卵除去等）取組みが行われています。</p> <p>嘱託医、保健所、看護師と連携し、継続的にアレルギー疾患等対応等の組織的な取組みの強化及び緊急対応マニュアル等の定期的な見直しや勉強会等の取組みが継続的に行われています。</p>		

A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>離乳食は特に家庭との連携や調理員との話し合いで個々の発達に応じた給食を提供されています。</p> <p>食事指導年間計画に基づき、毎月食育指導の日を設けて、子どもたちへ食事（健康な心身をつくる）の大切さや食事の楽しさを学ぶ取組みが行われています。（職員が子どもと食事を共にしながら、発達過程における子どもたちの食事内容の確認による食育の改善等）</p> <p>また、保護者の給食参観日等の機会を捉えて、子どもが毎日食べている地産地消の食材を使った給食の様子やレシピなどの提供が行われています。</p> <p>保護者への子育て支援の一環として、発達過程におけるそれぞれの子どもの食事への配慮する項目、内容や習慣（食事作法等含む）の食事支援等を園の調理員を中心に積極的に行われています。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>給食衛生管理マニュアル・食中毒予防マニュアルが編成され、衛生管理研修への参加や給食会議（職員会議等）により、衛生管理・食中毒マニュアル基準等の意識を職員が共有して、安心・安全（食材の大きさ・硬さ等喉に詰まらせないための調理前後の確認「検食」等含む）な食事提供が行われています。</p> <p>感染症の流行期を除いて、給食担当者が子どもと給食を共にする等、食事の様子（残食の検食記録）や子どもや担任職員からの意見を聴きながら、子どもたちが美味しいと感じてもらえる食材や献立の工夫や調理が行われています。</p> <p>また、毎月の園だよりへ感染症関係の情報提供や注意事項等を掲載するなど家庭との共有を図った安心・安全の食の取組みが行われています。</p> <p>食べる喜びに感謝、食材への感謝、他者（食物を生産）への感謝の「いただきます」に始まる食事や「ごちそうさま」の言葉が自然に出る食事の場を通じながら全ての物にも感謝の気持ちを大切に育てる子どもを育てる食育に取り組まれています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者会で年間の保育目標、行事予定（年間・毎月）及び保護者が参加する行事計画等の周知・説明が行われています。また、保護者会役員会等の意見交換や日常の保護者との情報交換は、朝夕の送迎時に挨拶から始まる保護者と職員との相互コミュニケーションによる気軽に相談できる場の提供及び連絡ノートの活用による保育情報の交換が行われるなど家庭との連携の取組みが行われています。</p> <p>また、ドキュメントボードによる保育内容（お知らせや行事予定等）及び玄関に「本日の給食」配膳による給食内容のお知らせが行われ、保護者のお迎え時に一日の暮らしが見える「見える化」の仕組みや園だより、クラスだより等による各種行事等の周知が行われています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日々の連絡ノート、朝夕の送迎時の職員と保護者の対応（意見・要望等の確認）に加え、入園のしおり及び各種の情報（園だよりによる給食や保健の情報やクラスだより等）により保護者が安心できる子育て支援情報等が届けられています。</p> <p>また、ホームページ等へ保育運営等を掲載し、保護者への情報提供を多方面から届けられる取組みが行われています。</p> <p>入園時や保護者会等で保護者に対して、気軽に相談するようにと周知が行われています。</p>		

A⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>虐待対応マニュアルの編成が行われ、朝の集いなどでの子どもの雰囲気（様子の変化）やアザなどの発見による虐待の兆候を見逃さないよう日々の視診が行われ、兆候を職員が感じた場合は、園長、園長補佐等へ報告・相談する体制がとられています。</p> <p>園長は、現状の確認（虐待予防の為にチェックシートを活用した虐待を疑った事実と経過の記録）を行い、関係機関（行政及び児童相談所）等へ連絡する体制となっています。</p> <p>また、日常のどんな小さな事柄も「共通理解ノート（全職員が子どもの気になる小さな様子・変化や伝達事項等）」に記入し、職員間で共通の認識として必ず確認する取組みが行われています。</p> <p>虐待が想定される場合は、行政及び児童相談所等との連携を取りながら、家庭支援を行う仕組みになっていますが、朝夕の子どもの視診で、虐待であるか、教育なのか、単なるケガなのかの判断が非常に難しい場面が多く、撲滅に向けての関連機関と連携を図り、更なる明快な虐待予防（防止）対策と虐待等の権利侵害に対するマニュアル（虐待根拠の判断指標等）の改善や再検討など、今後においても職員の共通した認識基準での対応が望まれます。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 職員の資質向上		
A⑳	A-3-(1)-①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>全体計画に基づいた個別指導計画実践の自己評価等（毎月、四半期、半期、年度末）が適切に行われ、クラス会議での振り返りを園長、園長補佐等へ報告されています。</p> <p>個別指導計画及び保育実践の自己評価（振り返り）は、クラス単位（リーダー・職員で構成）であることから、人事考課制度（職能制度）の導入による職員一人一人の保育実践が定量化（定性化）された評価プロセスに加え、計画的な人材育成（求められるプロとしてのキャリアアップ研修等と習得状況の把握等）を連動させ、目的（目標）に向けて、組織的に強い個の保育集団が確立され、更なる保育の質の向上「養護と教育が一体的に行われる子どもの保育が重要であるとの社会的認知」を高め、保育福祉サービス職域の社会的な価値向上の取組みを望みます。</p>		